

令和6年8月9日

浜田市のトラック事業者に対して行政処分を実施しました

令和5年11月30日に島根県浜田市の国道9号線において、車輪脱落による人身事故が発生したことを端緒として、橋本商店株式会社の三隅本社に対して、中国運輸局と島根運輸支局が令和5年12月4日及び令和6年3月28日に立入監査を実施しました。

監査の結果、ホイールナットの脱落に起因する車輪脱落事故を惹起したことなど、貨物自動車運送事業法等関係法令に違反する事実が確認されたため、中国運輸局は同法第33条の規定に基づき、当該事業者に対し、三隅本社の事業用自動車(トラック)12両の使用停止を命じました。

当局では、輸送の安全を確保するために、引き続き運送事業者を指導監督し、法令遵守の徹底に努めます。

【行政処分の内容】

- 行政処分年月日 : 令和6年7月29日
- 事業者名 : 橋本商店株式会社(代表取締役 橋本 隆幸)
住所 : 島根県浜田市三隅町岡見6198-5
処分対象営業所 : 三隅本社(島根県浜田市三隅町岡見6198-5)
- 行政処分の内容 : 事業用自動車の使用停止 160日車(11両×13日、1両×17日)
(令和6年8月9日から令和6年8月25日まで)
- 違反の内容 : 別紙のとおり
- 違反点数付与状況 : 16点(累積点数:16点)

【参考】トラックの処分状況(中国運輸局管内の許可取消、事業停止、車両停止の合計)

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度※
33件	40件	33件	33件	4件

※令和6年6月末時点。今回の処分を除く。

【問い合わせ先】

中国運輸局 自動車運送事業安全監理室

島根運輸支局 自動車運送事業監査室

担当 : のりむね まつえだ
則宗、松枝

担当 : おにむら かまだ
鬼村、釜田

TEL : 082-228-3460

TEL : 0852-37-1311

【車両停止に係る違反】

- ホイールナットの脱落に起因する車輪脱落事故を惹起した。
(貨物自動車運送事業法第17条第1項第2号)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)
- 点呼の記録に不実記載があった。
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)
- 点呼を確実に実施していなかった。
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)
- 認可を受けずに自動車車庫を設置していた。
(貨物自動車運送事業法第9条第1項)
(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)
- 運転者に対して過労運転を防止するための措置が適切に行われていなかった。
(貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)
- 運転者に対する適切な指導及び監督が行われていなかった。
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)
- 運行管理者に講習を受講させていなかった。
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)

【警告に係る違反】

- 疾病のおそれのある乗務員を運行の業務に従事させていた。
(貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)
- 点呼の記録の記載事項等に不備があった。
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)
- 業務の記録の記載事項等に不備があった。
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)
- 運転者等台帳の記載事項等に不備があった。
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)
- 運転者に対する指導及び監督を行った旨の記録を確実に行っていなかった。
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)